

佐賀労働局発表
令和6年9月17日(火)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 北村 雅道
室長補佐 岩竹健太郎
(電話) 0952(32)7179(直通)

報道機関 各位

佐賀県最低賃金が令和6年10月17日から956円に 佐賀県最低賃金の引上げ

- 佐賀労働局長(城 寿克)は、令和6年9月17日(火)、「佐賀県最低賃金」について時間額956円(引上げ額56円、引上げ率6.22%)とする改正決定を行い、本日、官報公示しました。
これにより、佐賀県最低賃金は、令和6年10月17日から956円に引き上げられることが確定しました。
佐賀県最低賃金は、佐賀県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
今後、佐賀労働局では、改正後の佐賀県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。
- 厚生労働省では、生産性向上などの経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金引上げに向けた支援策について、以下のとおり実施しています。

業務改善助成金(別添参照)

業務改善助成金は事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、**生産性向上のための設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等)**を行った中小企業・小規模事業者に、その費用を一部助成するものです。

中小企業・小規模事業者ではたらく労働者の賃金引上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

業務改善助成金についてのお問い合わせは、「業務改善助成金コールセンター」(0120-366-440)にお尋ねください。

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)(別添参照)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成するものです。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

お問い合わせは、佐賀労働局職業安定部職業対策課(0952-32-7173)にお尋ねください。



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

